

令和7年第5回（12月）上越市議会定例会

文教経済常任委員会資料

案 件 番 号	案 件 名	提 出 課	ペ ー ジ
議案第135号	上越市リフレッシュビレッジ施設条例の一部改正について	観光振興課	1~2
議案第136号	上越市安塚雪だるま高原条例の一部改正について	観光振興課	3~10
議案第137号	上越市大島庄屋の家条例の一部改正について	観光振興課	11~12
議案第138号	上越市うみてらす名立条例の一部改正について	観光振興課	13~16
議案第139号	上越市吉川ゆったりの郷条例の一部改正について	観光振興課	17~18
議案第140号	上越市牧湯の里深山荘条例の一部改正について	観光振興課	19~22
議案第141号	上越市柿崎マリンホテルハマナス条例の一部改正について	観光振興課	23~26
議案第142号	上越市大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館条例の一部改正について	観光振興課	27~30
議案第143号	上越市吉川スカイトイピア遊ランド条例の一部改正について	観光振興課	31~34
議案第144号	上越市板倉保養センター条例の一部改正について	観光振興課	35~39

文化観光部

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第135号
提出課	観光振興課

上越市リフレッシュビレッジ施設条例の一部改正について

1 改正理由

近年のエネルギー価格高騰等の影響を受け、運営に係る維持管理経費が増加していることから、利用者の利用状況等に合わせて利用時間及び休館日を改定するもの

2 主な改正内容

- (1) ヨーデル金谷の利用時間を月曜日は午前11時から午後3時まで、その他の日は午前11時から午後3時まで及び午後5時30分から午後9時までに改める。(第10条関係)
- (2) ヨーデル金谷の休館日を火曜日、第2水曜日及び第4水曜日(ただし、これらの日が休日に当たるときは、その翌日)並びに12月30日から翌年1月3日までに改める。(第11条関係)
- (3) その他文言を整備する。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 上越市リフレッシュビレッジ施設条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(利用時間)</p> <p>第10条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア <u>月曜日 午前11時から午後3時まで</u></p> <p>イ <u>其他の日 午前11時から午後3時まで及び午後5時30分から午後9時まで</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(休館日)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1) ゆったりの家 第1木曜日。ただし、この日が<u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）</u>に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、</p>	<p>(利用時間)</p> <p>第10条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア <u>日曜日、金曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）</u>に規定する休日(以下「休日」という。)及び休日の前日 午前11時から午後10時まで</p> <p>イ <u>其他の日 午前11時から午後9時まで</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(休館日)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1) ゆったりの家 第1木曜日。ただし、この日が<u>休日</u>に当たるときは、</p>

改 正 案	改 正 前
<p>その翌日</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) ヨーデル金谷 次に掲げる日</p> <p>ア <u>火曜日、第2水曜日及び第4水曜日。ただし、これらの日が休日に当たるときは、その翌日</u></p> <p>イ <u>12月30日から翌年1月3日まで</u></p>	<p>その翌日</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) ヨーデル金谷 <u>火曜日。ただし、この日が休日に当たるときは、その翌日</u></p>

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第136号
提出課	観光振興課

上越市安塚雪だるま高原条例の一部改正について

1 改正理由

近年のエネルギー価格高騰等の影響を受け、運営に係る維持管理経費が増加していることから、利用料金の上限額を改定するほか、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

- (1) 施設に「芝生広場」を加える。（第3条関係）
- (2) 施設の利用時間及び休場日を改める。（第9条、第10条関係）
- (3) 施設の利用料金の上限額を次のように改める。（別表関係）

施設の名称	区分	単位	上限額	摘要
キューピットバ レイスキー場	キュー ピット ビルッ ジ	宿泊利用	1室1泊 (6人用)	99,000円 ・飲食料金を除く。
	セント 一ハウ ス	日帰り利用	1室1時間	3,700円
		食堂		104,770円
		ホール		52,390円
		休憩室	1回	52,390円
	プラザ2			52,390円
	プラザ3			52,390円
	ゴンドラ			2,100円
	リフト		1人1回	1,300円
	芝生広場		5時間まで	30,000円
			5時間を超え8時間30分まで	50,000円 ・占用利用する場合に限る。
ふれあい昆虫館		1人	320円	・未就学児は、無料とする。
棚田動植物公園	キャンプ場	宿泊利用	1区画1泊	7,500円 ・キャンプ場の火炊き場

	日帰り利用	1 区画 1 時間	1,100 円	及び炊事場の利用料金を含む。
ゆきだるま温泉 久比岐野	宿泊利用	1 人 1 泊	8,380 円	・飲食料金を除く。
	日帰り利用	1 室 1 時間	1,200 円	
	入浴利用	中学生以上	1,000 円	・宿泊利用者及び3歳未満の乳幼児は、無料とする。
		小学生	350 円	
		未就学児	300 円	

施設の名称	区分		単位	上限額	摘要
キューピットバ レイスキー場	リフト	5 時間券	1 人	6,500 円	・未就学児は、無料とする。
		1 日券		7,800 円	・ゲレンデの利用者が利用する場合の額とする。
		シーズン券		78,000 円	・5 時間券は、発売当日の開設時間のうち連続した5時間の範囲内で使用することができる。
		午後券		5,200 円	・1 日券は、発売当日の開設時間内において使用することができる。
		ナイト券		3,000 円	・シーズン券の有効期間は、冬期営業期間のうち指定管理者が市長の承認を得て定める期間とする。
		午後 0 時から 午後 4 時まで			
		午後 4 時から 午後 8 時まで			

※ 改定する金額は利用料金の上限額であり、実際に設定する金額は市と指定管理者との協議により決定します。

(4) その他文言を整備する。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

4 上越市安塚雪だるま高原条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
(施設)	(施設)
第3条 略	第3条 略
(1) 略 ア～キ 略 <u>ク 芝生広場</u> (追加) ケ 略	(1) 略 ア～キ 略 <u>ク 略</u> (2)及び(3) 略 (利用時間)
第9条 略 (1) キューピットバレイスキーアリーナ 次のとおりとする。 ア キューピットビレッジ 午前10時から午後3時まで。ただし、宿泊利用をする者の利用にあっては、午後3時から翌日午前10時までとする。 イ センターハウス 12月1日から翌年3月31日（以下「冬期営業期間」という。）までの間にあっては午前7時30分から午後10時まで、冬期営業期間以外の期間にあっては午前8時30分から午後5時まで。ただし、キューピットビレッジ、棚田動植物公園のキャンプ場又はゆきだるま温泉久比岐野の宿泊利用をする者の利用にあっては午前7時30分から午後10時までとする。 ウ プラザ2及びプラザ3 午前8時30分から午後5時まで エ ゴンドラ及びふれあい昆虫館 午前9時から午後4時まで オ リフト 午前8時30分から午後8時30分まで カ ゲレンデ 午前8時30分から午後9時まで キ 芝生広場 午前8時30分から午後5時まで	第9条 略 (1) キューピットバレイスキーアリーナ 次のとおりとする。 ア キューピットビレッジ 午前10時から午後3時まで。ただし、宿泊利用は、午後3時から翌日午前10時までとする。 イ センターハウス、プラザ2及びプラザ3 午前9時から午後10時まで ウ ゴンドラ及びふれあい昆虫館 午前9時から午後4時まで エ リフト及びゲレンデ 午前8時から午後9時まで (2) 棚田動植物公園 次のとおりとする。 ア 体験農園及び植物園 日の出から日没まで イ キャンプ場 午前10時から翌日午前10時まで (3) ゆきだるま温泉久比岐野 午前10時から午後10時まで。ただし、宿泊利用は、午後3時から翌日午前10時までとする。
(2) 棚田動植物公園 次のとおりとする。 ア 体験農園及び植物園 日の出から日没まで イ キャンプ場 次のとおりとする。 ⑦ 宿泊利用 午後1時から翌日午前10時まで	

改 正 案	改 正 前
<p>(1) 日帰り利用 午前 10 時から午後 5 時まで</p> <p>(3) ゆきだるま温泉久比岐野 次のとおりとする。</p> <p>ア 宿泊利用 午後 3 時から翌日午前 10 時まで</p> <p>イ 日帰り利用 次のとおりとする。</p> <p>(7) 4月1日から10月31日まで 午後2時から午後7時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあっては、午後0時から午後6時までとする。</p> <p>(1) 11月1日から翌年3月31日まで で 午後0時から午後6時まで</p> <p>(休場日)</p>	
<p>第10条 安塚雪だるま高原の休場日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(1) キューピットバレイスキー場 次のとおりとする。</p> <p>ア キューピットビルレッジ及びセンターハウス 冬期営業期間以外の期間の月曜日から木曜日まで</p> <p>イ 芝生広場 冬期営業期間以外の期間の月曜日から木曜日まで及び冬期営業期間</p> <p>ウ その他の施設 冬期営業期間以外の期間</p> <p>(2) 棚田動植物公園 冬期営業期間</p> <p>(3) ゆきだるま温泉久比岐野 月曜日。ただし、この日が休日に当たるときは、その翌日</p> <p>(利用承認)</p>	<p>第10条 安塚雪だるま高原は、無休とする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得て臨時に休場することができる。</p> <p>(休場日)</p>
<p>第12条 略</p> <p>2 キューピットバレイスキー場のセンターハウス、プラザ2、プラザ3及び芝生広場を占用して利用しようとする者は、あらかじめして管理者の承認を得なければならない。承認を得た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(利用承認)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 キューピットバレイスキー場のセンターハウス、プラザ2及びプラザ3 を占用して利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を得なければならない。承認を得た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 略</p>

改 正 案	改 正 前
<p>(1)及び(2) 略</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(3) 略</p> <p>4 略</p> <p><u>(利用料金等)</u></p> <p><u>第15条 略</u></p> <p>2 前項の利用料金は、別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>3 指定管理者は、利用者の利便に資するため、市長の承認を得てリフトの1日券等を発行することができる。</p> <p>4 前項の1日券等の料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">別表 別掲のとおり</div>	<p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 営利又は営業上の目的で利用するとき。</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>4 略</p> <p><u>(利用料金)</u></p> <p><u>第15条 略</u></p> <p>2 前項の利用料金は、別表_____に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">別表 別掲のとおり</div>

(別掲)

改 正 案

別表第1 (第15条関係)

施設の名称	区分		単位	上限額	摘要
キューピットバレーイスキー場	キューピット	宿泊利用	1室1泊(6人用)	99,000円	・飲食料金を除く。
	ビレッジ	日帰り利用	1室1時間	3,700円	
	センター	食堂		104,770円	・占用利用する場合に限る。
	ハウス	ホール		52,390円	
	休憩室	休憩室	1回	52,390円	
	プラザ2			52,390円	
	プラザ3			52,390円	
	ゴンドラ			2,100円	
	リフト		1人1回	1,300円	
	芝生広場		5時間まで	30,000円	
棚田動植物公園	キャンプ場	宿泊利用	5時間を超える8時間	50,000円	・占用利用する場合に限る。
		日帰り利用	30分まで		
ゆきだるま温泉久比岐野	ふれあい昆虫館		1人	320円	・未就学児は、無料とする。
	宿泊利用				・ゲレンデの利用者が利用する場合の額とする。
			1人1泊	8,380円	
	日帰り利用		1室1時間	1,200円	
	入浴利用	中学生以上		1,000円	・宿泊利用者及び3歳未満の乳幼児は、無料とする。
		小学生	1人1回	350円	
		未就学児		300円	

備考

1 営利又は営業上の目的でセンターハウス、プラザ2、プラザ3及び芝生広場を利用する場合の上限額は、定額の200パーセントの額とする。

2 この表に定める額は、税を含む額とする。

別表第2 (第15条関係)

施設の名称	区分		単位	上限額	摘要
キューピットバレーイスキー場	リフト	5時間券	1人	6,500円	・未就学児は、無料とする。
		1日券		7,800円	・ゲレンデの利用者が利用する場合の額とする。
		シーズン券		78,000円	
		午後0時から午後4時まで		5,200円	・5時間券は、発売当日の開設時間のうち連続した5時間の範囲内で使用することができる。
		午後券			

改 正 案

		ナイト 一券	午後 4 時か ら午後 8 時 まで	3,000 円	<ul style="list-style-type: none">1 日券は、発売当日の開設時間内において使用することができる。シーズン券の有効期間は、冬期営業期間のうち指定管理者が市長の承認を得て定める期間とする。
--	--	-----------	--------------------------	---------	--

備考 この表に定める額は、税を含む額とする。

改 正 前

別表（第15条関係）

施設の名称	区分		単位	上限額	摘要
キューピットバレイスキー場	キューピットビレッジ	宿泊利用 日帰り利用	1人1泊 1室1回	15,720円 5,240円	・飲食料金を除く。
	センターハウス	食堂	1回	104,770円	・占用利用する場合に限る。
		ホール		52,390円	
		休憩室		52,390円	
	プラザ2			52,390円	
	プラザ3			52,390円	
	ゴンドラ		1人1回	2,100円	・未就学児は、無料とする。 ・ゲレンデの利用者が利用する場合の額とする。
	リフト			1,050円	
	ふれあい昆虫館		1人	320円	・未就学児は、無料とする。
棚田動植物公園	キャンプ場	火炊き場及び炊事場	1人	530円	
ゆきだるま温泉久比岐野	宿泊利用		1人1泊	8,380円	・飲食料金を除く。
	日帰り利用		1室1回	20,960円	・午後4時までの利用及び午後4時からの利用をそれぞれ1回として計算する。
	入浴利用	中学生以上 小学生以下	1人1回	600円 350円	・3歳未満の乳幼児は、無料とする。

備考 この表に定める額は、税を含む額とする。

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第137号
提出課	観光振興課

上越市大島庄屋の家条例の一部改正について

1 改正理由

近年のエネルギー価格高騰等の影響を受け、運営に係る維持管理経費が増加していることから、使用料の額を改定するほか、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

- (1) 第1号中ただし書中「ふるさと文化交流会館の」を削る。 (第4条関係)
- (2) 施設の休館日を火曜日及び水曜日に改める。 (第5条関係)
- (3) 施設の使用料を次のように改める。 (別表関係)

区分	単位	使用料
ふるさと文化交流会館	大研修室	1室1時間につき 650円
	和室	1室1時間につき 450円
	宿泊利用	1人1泊につき 4,000円
かやぶき生活体験棟	座敷 広間	1室1時間につき 850円
	調理体験室	1室1時間につき 1,100円
	宿泊利用	1人1泊につき 4,000円

3 施行期日

令和8年4月1日

4 上越市大島庄屋の家条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(利用時間)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) ふるさと文化交流会館及びかやぶき生活体験棟 午前9時から午後9時まで。 ただし、_____宿泊利用にあっては、午前9時から翌日午前9時まで</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) <u>火曜日及び水曜日</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>(利用時間)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) ふるさと文化交流会館及びかやぶき生活体験棟 午前9時から午後9時まで。 ただし、<u>ふるさと文化交流会館の宿泊利用にあっては、午前9時から翌日午前9時まで</u></p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) <u>木曜日</u></p> <p>(2) 略</p>

改 正 案

改 正 前

別表（第10条関係）

区分	単位	使用料
ふるさと 文化交流 会館	大研修室	1室1時間につき 650円
	和室	1室1時間につき 450円
	宿泊利用	1人1泊につき 4,000円
かやぶき 生活体験 棟	座敷 広間	1室1時間につき 850円
	調理体 験室	1室1時間につき 1,100円
	宿泊利 用	1人1泊につき 4,000円

備考

- 1 冷房又は暖房を利用するときは、宿泊利用の場合を除き、定額使用料の120パーセントの額とする。
- 2 20人以上の団体が合宿、ふるさと体験又は研修を目的として宿泊利用をする場合の使用料は、この表に定める額から500円を減じて得た額とする。
- 3 かやぶき生活体験棟の調理体験室の使用料には、広間の使用料を含む。

別表（第10条関係）

区分	単位	使用料
ふるさと 文化交流 会館	大研修室	4時間まで 2,200円
		4時間を超えて4時間までごとに 1,650円
	和室	1室につき4時間まで 1,650円
かやぶき 生活体験 棟	座敷 広間	1室につき4時間を超えて4時間までごとに 1,100円
		1人1泊につき 3,300円
	調理体 験室	1室につき4時間まで 3,300円
	調理体 験室	1室につき4時間を超えて4時間までごとに 1,650円
		4時間まで 4,400円
		4時間を超えて4時間までごとに 2,200円

備考

- 1 冷房又は暖房を利用するときは、宿泊利用の場合を除き、定額使用料の120パーセントの額とする。
- 2 20人以上の団体が合宿、ふるさと体験又は研修を目的としてふるさと文化交流会館の宿泊利用をする場合の使用料は、この表に定める額から500円を減じて得た額とする。
- 3 かやぶき生活体験棟の調理体験室の使用料には、広間の使用料を含む。

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第138号
提出課	観光振興課

上越市うみてらす名立条例の一部改正について

1 改正理由

近年のエネルギー価格高騰等の影響を受け、運営に係る維持管理経費が増加していることから、利用料金の上限額を改定するほか、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

- (1) 施設の利用時間及び休館日を改める。 (第9条、第10条関係)
- (2) 施設の利用料金の上限額を次のように改める。 (別表第1関係)

ア 健康交流館ゆらら

施設	区分	単位	上限額	
			改正後	現行
大浴場及び屋内プール	中学生以上	1人	2,060円	1,860円
	小学生以下		1,030円	1,030円
大浴場	中学生以上		1,200円	800円
	小学生以下		300円	300円
屋内プール	中学生以上		1,260円	1,260円
	小学生以下		840円	840円
屋外プール		1室	530円	530円
個室	1時間につき		2,200円	2,100円

イ 交流促進施設光鱗

区分	単位	上限額		
		改正後	現行	
宿泊室 宿泊利用	和室	中学生以上	20,000円	
		小学生	16,000円	
		未就学児	12,000円	
	洋室	中学生以上	20,000円	
		小学生	16,000円	
		未就学児	12,000円	
	フレンズルーム	中学生以上	30,000円	
		小学生	24,000円	
		未就学児	18,000円	
	ステューディオル	中学生以上	45,000円	
		小学生	36,000円	
1人1泊につき		12,050円	10,480円	
11,530円		7,340円	6,810円	
9,960円		27,770円	26,200円	
23,050円		42,960円	41,390円	

	ーム	未就学児	27,000 円	38,240 円
日帰り利用		1室1時間につき	2,200 円	2,100 円
多目的ホール		4時間まで	31,430 円	31,430 円
		4時間を超える場合 1時間につき	15,720 円	15,720 円

※ 改定する金額は利用料金の上限額であり、実際に設定する金額は市と指定管理者との協議により決定します。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 上越市うみてらす名立条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案	改 前
<p>(利用時間)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1) 健康交流館ゆらら 次に掲げる区分に応じ、次に定めるとおりとする。 <u>ア 大浴場</u> 次のとおりとする。ただし、交流促進施設光鱗の宿泊室の宿泊利用をする者（以下「宿泊利用者」という。）の大浴場の利用にあっては、午後3時から午後11時まで及び翌日午前6時から午前8時までとする。</p> <p>(イ) 金曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）の前日 午前10時から午後10時まで</p> <p>(ウ) 日曜日から木曜日まで 午前10時から午後9時まで</p> <p>イ 屋内プール 午前10時から午後8時まで</p> <p>ウ 屋外プール 午前10時から午後5時まで</p> <p>エ 個室、大広間その他共有スペース 午前10時から午後9時まで</p>	<p>(利用時間)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1) 健康交流館ゆらら 次に掲げる区分に応じ、次に定めるとおりとする。</p> <p>ア 屋内プール 次のとおりとする。</p> <p>(ア) 7月の第3日曜日から8月の第4日曜日まで（以下「夏休み期間」という。） 午前9時から午後9時まで</p> <p>(イ) 夏休み期間以外の期間の日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。） 午前10時から午後8時まで</p> <p>(ウ) その他の期間 午前10時から午後5時まで</p> <p>イ 屋外プール 午前9時から午後5時まで</p> <p>ウ その他の施設 次のとおりとする。ただし、交流促進施設光鱗の宿泊室の宿泊利用をする者（以下「宿泊利用者」という。）の大浴場の利用にあっては、午後2時から午後11時まで及び翌日午前6時から午前9時までとする。</p> <p>(ア) 夏休み期間 午前9時から午後10時まで</p> <p>(イ) 夏休み期間以外の期間の金曜日、</p>

改 正 案	改 正 前																												
<p>(2) 交流促進施設光鱗 <u>午前 10 時から午後 9 時まで</u>。ただし、宿泊利用者の利用にあっては、<u>午後 3 時から翌日午前 11 時まで</u>とする。</p> <p>(3) 略 <u>ア 地場物産直売所 午前 9 時から午後 6 時まで</u> <u>イ 食堂 午前 10 時から午後 6 時まで</u></p> <p>(4) 体験食工房 <u>午前 11 時から午後 3 時まで及び午後 5 時から午後 9 時まで</u>。ただし、宿泊利用者の利用にあっては、<u>午後 5 時から午後 9 時まで及び翌日午前 7 時から午前 9 時まで</u>とする。</p> <p>(5)及び(6) 略 (休館日)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>(1) 健康交流館ゆららの屋内プール 7 月 1 日から同月の第 3 金曜日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）及び 9 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで</p> <p>(2) 健康交流館ゆららの屋外プール 8 月 の第 4 月曜日から翌年 7 月の第 3 金曜日まで</p> <p>(3) 駐車場及び休憩スペース 無休</p> <p>(4) その他施設 3 月 1 日から 11 月 30 日までの間の第 2 水曜日及び 12 月 1 日から翌年 2 月 28 日（閏年にあっては、29 日）までの間の水曜日。ただし、これらの日が休日に当たるときは、その翌日</p> <p>2 略</p> <p>別表第 1 (第 15 条関係)</p> <p>(1) 健康交流館ゆらら</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th><th>区分</th><th>単位</th><th>上限額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大浴場及び屋内プール</td><td>中学生以上</td><td rowspan="2">1 人</td><td>2,060 円</td></tr> <tr> <td>小学生以下</td><td>1,030 円</td></tr> <tr> <td>大浴場</td><td>中学生以上</td><td></td><td>1,200 円</td></tr> </tbody> </table>	施設	区分	単位	上限額	大浴場及び屋内プール	中学生以上	1 人	2,060 円	小学生以下	1,030 円	大浴場	中学生以上		1,200 円	<p><u>土曜日及び休日の前日 午前 10 時から午後 10 時まで</u> <u>(ウ) その他の期間 午前 10 時から午後 9 時まで</u></p> <p>(2) 交流促進施設光鱗 <u>午前 9 時から午後 10 時まで</u>。ただし、宿泊利用者の利用にあっては、<u>午後 2 時から翌日午前 11 時まで</u>とする。</p> <p>(3) 略 <u>ア 夏休み期間 午前 9 時から午後 8 時まで</u> <u>イ 夏休み期間以外の期間 午前 9 時から午後 7 時まで</u></p> <p>(4) 体験食工房 <u>午前 11 時から午後 9 時 30 分まで</u>。ただし、宿泊利用者の利用にあっては、<u>午後 2 時から午後 9 時 30 分まで及び翌日午前 7 時から午前 9 時まで</u>とする。</p> <p>(5)及び(6) 略 (休館日)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>(1) 健康交流館ゆららの屋内プール 7 月 及び 9 月の第 2 水曜日並びに 10 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで</p> <p>(2) 健康交流館ゆららの屋外プール 夏休み期間以外の期間</p> <p>(3) 駐車場及び休憩スペース 無休</p> <p>(4) その他の施設 第 2 水曜日 (8 月の第 2 水曜日を除く。)。ただし、この日が休日に当たるときは、その翌日</p> <p>2 略</p> <p>別表第 1 (第 15 条関係)</p> <p>(1) 健康交流館ゆらら</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th><th>区分</th><th>単位</th><th>上限額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大浴場及び屋内プール</td><td>中学生以上</td><td rowspan="2">1 人</td><td>1,860 円</td></tr> <tr> <td>小学生以下</td><td>1,030 円</td></tr> <tr> <td>大浴場</td><td>中学生以上</td><td></td><td>800 円</td></tr> </tbody> </table>	施設	区分	単位	上限額	大浴場及び屋内プール	中学生以上	1 人	1,860 円	小学生以下	1,030 円	大浴場	中学生以上		800 円
施設	区分	単位	上限額																										
大浴場及び屋内プール	中学生以上	1 人	2,060 円																										
	小学生以下		1,030 円																										
大浴場	中学生以上		1,200 円																										
施設	区分	単位	上限額																										
大浴場及び屋内プール	中学生以上	1 人	1,860 円																										
	小学生以下		1,030 円																										
大浴場	中学生以上		800 円																										

改 正 案				改 正 前					
	小学生以下	300 円			小学生以下	300 円			
屋内プール	中学生以上	1,260 円		屋内プール	中学生以上	1,260 円			
	小学生以下	840 円			小学生以下	840 円			
屋外プール		530 円		屋外プール		530 円			
個室	1 時間につき	1 室	2,200 円	個室	1 時間につき	1 室	2,100 円		
備考 略									
(2) 交流促進施設光鱗									
区分			単位	上限額					
宿泊利用 宿泊室	和室	中学生以上	1人1泊につき	20,000 円	和室	中学生以上	12,050 円		
		小学生		16,000 円		小学生	10,480 円		
		未就学児		12,000 円		未就学児	7,340 円		
	洋室	中学生以上		20,000 円	洋室	中学生以上	11,530 円		
		小学生		16,000 円		小学生	9,960 円		
		未就学児		12,000 円		未就学児	6,810 円		
	フレンズルーム	中学生以上		30,000 円	フレンズルーム	中学生以上	27,770 円		
		小学生		24,000 円		小学生	26,200 円		
		未就学児		18,000 円		未就学児	23,050 円		
	ステューディオルーム	中学生以上		45,000 円	ステューディオルーム	中学生以上	42,960 円		
		小学生		36,000 円		小学生	41,390 円		
		未就学児		27,000 円		未就学児	38,240 円		
日帰り利用			1室1時間につき	2,200 円	1室1時間につき				
多目的ホール			4 時間まで	31,430 円	4 時間まで				
			4 時間を超える場合 1時間につき	15,720 円	4 時間を超える場合 1時間につき				
備考 略									
備考 略									

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第139号
提出課	観光振興課

上越市吉川ゆったりの郷条例の一部改正について

1 改正理由

近年のエネルギー価格高騰等の影響を受け、運営に係る維持管理経費が増加していることから、利用料金の上限額を改定するほか、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

- (1) 施設の利用時間を午前10時から午後9時までに改める。（第9条関係）
- (2) 施設の休館日を1月1日及び同月2日に改める。（第10条関係）
- (3) 施設の利用料金の上限額を次のように改める。（別表第1関係）

区分	単位	上限額	摘要
浴場	1人	1,000円	・3歳未満の乳幼児は、無料とする。
		350円	
		100円	
和室	1室1時間	2,620円	
		1,575円	
		1,100円	
ゲートボール場	1面1時間	800円	

- (4) 回数利用券の料金の上限額を次のように改める。（別表第2関係）

区分	単位	上限額	摘要
浴場	10枚つづり	9,100円	
		3,200円	
		900円	

※ 改定する金額は利用料金の上限額であり、実際に設定する金額は市と指定管理者との協議により決定します。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 上越市吉川ゆったりの郷条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
(利用時間) 第9条 ゆったりの郷の利用時間は、午前10時から <u>午後9時</u> までとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。	(利用時間) 第9条 ゆったりの郷の利用時間は、午前10時から <u>午後10時</u> までとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。

改 正 案				改 正 前			
(休館日) 第10条 略 (1) 略 (2) 1月1日及び同月2日				(休館日) 第10条 略 (1) 略 (2) 12月31日から翌年1月2日まで			
別表第1 (第14条関係)				別表第1 (第14条関係)			
浴場	区分	単位	上限額	摘要			
	中学生以上	1人	1,000円	・3歳未満の乳幼児は、無料とする。			
	小学生		350円				
	未就学児		100円				
和室	21畳の室	1室1時間	2,620円				
	15畳の室		1,575円				
	12畳以下		1,100円				
ゲートボール場	1面1時間	800円					
備考				備考 この表に定める額は、税を含む額とする。			
1 和室及びゲートボール場の利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。 2 この表に定める額は、税を含む額とする。				別表第2 (第14条関係)			
別表第2 (第14条関係)				別表第2 (第14条関係)			
浴場	区分	単位	上限額	摘要			
	中学生以上	12枚づり	8,000円				
	小学生		3,500円				
	未就学児		900円				
備考 略				備考 略			

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第140号
提出課	観光振興課

上越市牧湯の里深山荘条例の一部改正について

1 改正理由

近年のエネルギー価格高騰等の影響を受け、運営に係る維持管理経費が増加していることから、利用料金の上限額を改定するほか、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

- (1) 施設の利用時間を次のように改める。(第9条関係)
 - ア 大浴場(和室の宿泊利用をする者の場合) 午後3時から午後10時まで及び翌日午前6時から午前9時まで
 - イ 和室 次のとおりとする。
 - ① 日帰り利用 午前10時から午後2時(宿泊利用をする者がいない日にあつては、午後7時)まで
 - ② 宿泊利用 午後3時から翌日午前10時まで
- (2) 施設の休館日を火曜日及び水曜日に改める。(第10条関係)
- (3) 施設の利用料金の上限額を次のように改める。(別表関係)

区分		単位	上限額	
入館(大浴場)	中学生以上	1人	850円	
	小学生		350円	
	3歳以上就学前までの者		300円	
体験室		1室1時間につき	4,200円	
広間(大広間)			4,100円	
広間(中広間)			3,200円	
交流研修室 会議室			2,900円	
和室	日帰り利用	18畳	1,700円	
		15畳	1,400円	
		12畳	1,100円	
		10畳	1,000円	
	宿泊利用	中学生以上	15,000円	
		小学生	12,000円	
		3歳以上就学前までの者	9,000円	
		ゲートボール場	1時間につき 400円	

* 改定する金額は利用料金の上限額であり、実際に設定する金額は市と指定管理者との協議により決定します。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 上越市牧湯の里深山荘条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(利用時間)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 和室の宿泊利用をする者 <u>午後3時</u>から午後10時まで及び翌日午前6時から午前9時まで</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>ア 日帰り利用 午前10時から<u>午後2時</u>(宿泊利用をする者がいない日にあつては、午後7時)まで</p> <p>イ 宿泊利用 <u>午後3時</u>から翌日午前10時まで</p> <p>(5) 略</p> <p>(休館日)</p> <p>第10条 深山荘の休館日は、<u>火曜日</u>及び<u>水曜日</u>とする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>別表 別掲のとおり</p>	<p>(利用時間)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 和室の宿泊利用をする者 <u>午後4時</u>から午後11時まで及び翌日午前6時から午前9時まで</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>ア 日帰り利用 午前10時から<u>午後3時</u>(宿泊利用をする者がいない日にあつては、午後7時)まで</p> <p>イ 宿泊利用 <u>午後4時</u>から翌日午前9時まで</p> <p>(5) 略</p> <p>(休館日)</p> <p>第10条 深山荘の休館日は、<u>1月から2月までの間で指定管理者が市長の承認を得て定める期間</u>とする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>別表 別掲のとおり</p>

(別掲)

改 正 案

別表（第14条関係）

区分		単位	上限額	
入館（大浴場）	中学生以上	1人	850 円	
	小学生		350 円	
	3歳以上就学前までの者		300 円	
体験室		1室1時間につき	4,200 円	
広間（大広間）			4,100 円	
広間（中広間）			3,200 円	
交流研修室			2,900 円	
会議室		1室1時間につき	1,700 円	
和室	日帰り利用		1,400 円	
			1,100 円	
			1,000 円	
	宿泊利用	1人1泊	15,000 円	
			12,000 円	
			9,000 円	
ゲートボール場		1時間につき	400 円	

備考

- 1 体験室、広間、交流研修室、会議室、和室の日帰り利用及びゲートボール場の利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
- 2 3歳未満の乳幼児の入館及び和室の宿泊利用の利用料金は、無料とする。
- 3 和室の宿泊利用の上限額は、飲食料金を含まない。
- 4 この表に定める額は、税を含む額とする。

改 正 前

別表（第14条関係）

区分		単位	上限額
入館（大浴場）	中学生以上	1人	600円
	小学生以下		350円
体験室 広間（大広間・中広間） 交流研修室 会議室		1室1時間につき	630円
和室（新館）	日帰り利用	1室1時間につき	630円
	宿泊利用	1人1泊	5,550円
			4,930円
			3,150円
和室（本館）	日帰り利用	1室1時間につき	420円
	宿泊利用	1人1泊	4,500円
			3,770円
			1,890円
ゲートボール場		1時間につき	270円

備考

- 1 体験室、広間、交流研修室、会議室、和室の日帰り利用及びゲートボール場の利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
- 2 土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日に和室の宿泊利用をする場合の上限額は、この表に定める額に1,050円を加算した額とする。
- 3 3歳未満の乳幼児の入館及び和室の宿泊利用の利用料金は、無料とする。
- 4 和室の宿泊利用の上限額は、飲食料金を含まない。
- 5 ゲートボール場で暖房を利用する場合の上限額は、この表に定める額に210円を加算した額とする。
- 6 この表に定める額は、税を含む額とする。

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第141号
提出課	観光振興課

上越市柿崎マリンホテルハマナス条例の一部改正について

1 改正理由

近年のエネルギー価格高騰等の影響を受け、運営に係る維持管理経費が増加していることから、利用料金の上限額を改定するほか、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

- (1) 施設の利用時間を次のように改める。 (第9条関係)

ア 宿泊室 次のとおりとする。

⑦ 宿泊利用 午後3時から翌日午前10時まで

⑧ 日帰り利用 午前11時から午後2時（宿泊利用をする者がいない日にあっては、午後5時）まで

イ 浴室 午前11時から午後7時まで。ただし、宿泊室の宿泊利用をする者の利用にあっては、午後3時から午後12時まで及び翌日午前5時から午前9時までとする。

ウ 食堂 午前11時30分から午後2時まで及び午後5時30分から午後8時30分まで。ただし、宿泊室の宿泊利用をする者の利用にあっては、午後6時から午後8時30分まで及び翌日午前7時から午前9時までとする。

- (2) 施設の休館日を水曜日に改める。 (第10条関係)

- (3) 施設の利用料金の上限額を次のように改める。 (別表関係)

区分		単位	上限額	摘要
宿泊室	特別宿泊室	1人1泊につき	20,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・左に定める額は、浴室の利用料金を含むものとする。 ・飲食料金を除く。 ・3歳未満の乳幼児は、無料とする。 ・3歳以上未就学児以下の者は、左に定める額に60%を乗じて得た額を上限額とする。 ・小学生は、左に定める額に80%を乗じて得た額を上限額とする。
	一般宿泊室		15,000円	
日帰り利用		1室1時間につき	2,400円	
会議室		1室1時間につき	4,100円	
浴室	中学生以上	1人につき	900円	・3歳未満の乳幼児は、無料とする。

小学生	350 円
未就学児	200 円

※ 改定する金額は利用料金の上限額であり、実際に設定する金額は市と指定管理者との協議により決定します。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

4 上越市柿崎マリンホテルハマナス条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(利用時間)</p> <p>第 9 条 略</p> <p>(1) 宿泊室 次のとおりとする。</p> <p>ア 宿泊利用 午後 3 時から翌日午前 1 0 時まで</p> <p>イ 日帰り利用 午前 11 時から午後 2 時（宿泊利用をする者がいない日にあ っては、午後 5 時）まで</p> <p>(2) 会議室 午前 9 時から午後 10 時まで</p> <p>(3) 浴室 午前 11 時から午後 7 時まで。</p> <p>ただし、宿泊室の宿泊利用をする者の利 用にあっては、午後 3 時から午後 12 時 まで及び翌日午前 5 時から午前 9 時まで とする。</p> <p>(4) 食堂 午前 11 時 30 分から午後 2 時 まで及び午後 5 時 30 分から午後 8 時 3 0 分まで。ただし、宿泊室の宿泊利用を する者の利用にあっては、午後 6 時から 午後 8 時 30 分まで及び翌日午前 7 時か ら午前 9 時までとする。</p> <p>（休館日）</p> <p>第 10 条 マリンホテルハマナスの休館 日は、水曜日（この日が国民の祝日に関す る法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規 定する休日に当たるときは、その翌日）と する。ただし、指定管理者は、市長の承認 を得てこれを変更することができる。</p> <p>別表 別掲のとおり</p>	<p>(利用時間)</p> <p>第 9 条 略</p> <p>(1) 宿泊室 午後 4 時から翌日午前 10 時まで</p> <p>(2) 会議室 午前 9 時から午後 10 時まで</p> <p>(3) 浴室 午前 11 時から午後 9 時 30 分 まで。ただし、宿泊室の宿泊利用をする 者の利用にあっては、午後 4 時から午後 12 時まで及び翌日午前 5 時から午前 9 時までとする。</p> <p>(4) 食堂 午前 11 時 30 分から午後 9 時 まで。ただし、宿泊室の宿泊利用をする 者の利用にあっては、午後 4 時から午後 9 時まで及び翌日午前 8 時から午前 9 時 30 分までとする。</p> <p>（休館日）</p> <p>第 10 条 マリンホテルハマナスの休館 日は、12 月 30 日から翌年 1 月 2 日まで とする。ただし、指定管理者は、市長の承認 を得てこれを変更することができる。</p> <p>別表 別掲のとおり</p>

(別掲)

改 正 案

別表（第14条関係）

区分		単位	上限額	摘要
宿泊室	宿泊利用	特別宿泊室	1人1泊につき	20,000円
		一般宿泊室		15,000円
	日帰り利用	1室1時間につき	2,400円	
会議室		1室1時間につき	4,100円	
浴室	中学生以上	1人につき	900円	・3歳未満の乳幼児は、無料とする。
	小学生		350円	
	未就学児		200円	

備考

- 1 宿泊室の日帰り利用及び会議室の利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
- 2 この表に定める額は、税を含む額とする。

改 正 前

別表（第14条関係）

区分		単位	上限額	摘要
宿泊室	宿泊利用	特別宿泊室	1人1泊	11,510円 ・左に定める額は、浴室の利用料金を含むものとする。 ・飲食料金を除く。 ・3歳未満の乳幼児は、無料とする。
		一般宿泊室		9,480円 ・3歳以上小学生以下の者は、左に定める額に80%を乗じて得た額を上限額とする。
	日帰り利用	1室4時間まで	6,600円	・利用時間が4時間を超えるときは、超過利用時間1時間までごとに左に定める額に20%を乗じて得た額を加えた額を上限額とする。
会議室		1室4時間まで	11,000円	
浴室	中学生以上	1人	650円	・3歳未満の乳幼児は、無料とする。
	小学生以下		350円	

備考 この表に定める額は、税を含む額とする。

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第142号
提出課	観光振興課

上越市大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館条例の一部改正について

1 改正理由

近年のエネルギー価格高騰等の影響を受け、運営に係る維持管理経費が増加していることから、利用料金の上限額を改定するほか、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

- (1) 施設の利用時間を次のように改める。 (第10条関係)

ア 浴室、トレーニング室、大広間及び和室 次のとおりとする。

⑦ 1月1日から翌年3月31日まで 午前10時から午後8時まで

⑧ 4月1日から10月31日まで 午前10時から午後9時まで

イ プール 次のとおりとする。

⑦ 平日 午後1時から午後6時まで

⑧ 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 午前10時から午後6時まで

ウ 食堂 午前11時から午後2時まで及び午後5時から午後8時まで

- (2) 施設の休館日を水曜日に改める。 (第11条関係)

- (3) 施設の利用料金の上限額を次のように改める。 (別表第1関係)

ア 浴場及びプールの利用料金

区分	単位	上限額		
		中学生以上	小学生	未就学児
浴場	1人1回	1,050円	350円	100円
		1,050円	630円	630円
		1,900円	890円	660円

※ 3歳未満の乳幼児の利用料金は無料とする。

イ 和室及びトレーニング室の利用料金

区分	単位	上限額
トレーニング室	1時間	2,100円
和室	1室	2,600円
	2室をつなげて一体的に利用する場合	3,900円
	3室をつなげて一体的に利用する場合	6,500円

(4) 定期利用券の料金の上限額を次のように改める。(別表第2関係)

区分	期間	浴場及びプールの定期利用券の上限額	浴場の定期利用券の上限額
中学生以上	1月	21,600円	15,200円
	3月	48,600円	33,160円
小学生以下	1月	12,640円	

(5) 回数利用券の料金の上限額を次のように改める。(別表第3関係)

区分	単位	回数利用券の上限額
浴場	10枚つづり	9,550円
		9,450円
		17,200円

※ 改定する金額は利用料金の上限額であり、実際に設定する金額は市と指定管理者との協議により決定します。

(6) その他文言を整備する。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 上越市大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太字部分が改正箇所)

改　正　案	改　正　前
<p>(利用時間)</p> <p>第10条 略</p> <p>(1) 浴室、トレーニング室、大広間及び和室 次のとおりとする。</p> <p>ア 11月1日から翌年3月31日まで 午前10時から午後8時まで</p> <p>イ 4月1日から10月31日まで 午前10時から午後9時まで</p> <p>(2) プール 次のとおりとする。</p> <p>ア 平日 午後1時から午後6時まで</p> <p>イ 土曜日、日曜日及び国民の祝日に規定する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。) 午前10時から午後6時まで</p> <p>(3) 食堂 午前11時から午後2時まで及び午後5時から午後8時まで</p> <p>(休館日)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1) <u>水曜日</u>。ただし、_____</p>	<p>(利用時間)</p> <p>第10条 略</p> <p>(1) <u>11月1日から翌年3月31日まで</u> <u>午前10時から午後9時まで</u></p> <p>(2) <u>4月1日から10月31日まで</u> 午前<u>10時から午後9時30分まで</u></p> <p>(休館日)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1) <u>火曜日</u>。ただし、<u>この日が国民の祝日</u>に関する法律(昭和23年法律第178</p>

改 正 案			改 正 前																																																																					
<p>休日に当たるときは、その翌日</p> <p>(2) 略</p> <p>別表第1 (第15条関係)</p> <p>(1) 浴場及びプールの利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">上限額</th> </tr> <tr> <th>中学生以上</th> <th>小学生</th> <th>未就学児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浴場</td> <td rowspan="3">1人1回</td> <td>1,050円</td> <td>350円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>1,050円</td> <td>630円</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td>浴場及びプール</td> <td>1,900円</td> <td>890円</td> <td>660円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 3歳未満の乳幼児の利用料金は、無料とする。 この表に定める額は、税を含む額とする。 <p>(2) 和室及びトレーニング室の利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トレーニング室</td> <td>1時間</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">和室</td> <td>1室</td> <td rowspan="3">1時間</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>2室をつなげて 一体的に利用する場合</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>3室をつなげて 一体的に利用する場合</td> <td>6,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。 この表に定める額は、税を含む額とする。 			区分	単位	上限額			中学生以上	小学生	未就学児	浴場	1人1回	1,050円	350円	100円	プール	1,050円	630円	630円	浴場及びプール	1,900円	890円	660円	区分	単位	上限額	トレーニング室	1時間	2,100円	和室	1室	1時間	2,600円	2室をつなげて 一体的に利用する場合	3,900円	3室をつなげて 一体的に利用する場合	6,500円	<p>号)に規定する休日に当たるときは、その翌日</p> <p>(2) 略</p> <p>別表第1 (第15条関係)</p> <p>(1) 浴場及びプールの利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">上限額</th> </tr> <tr> <th>中学生以上</th> <th>小学生以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浴場</td> <td rowspan="3">1人1回</td> <td>800円</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>1,050円</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td>浴場及びプール</td> <td>1,670円</td> <td>890円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 3歳未満の乳幼児の利用料金は、無料とする。 この表に定める額は、税を含む額とする。 <p>(2) 和室及びトレーニング室の利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>上限額</th> <th>超過利用料金の上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トレーニング室</td> <td>4時間</td> <td>8,390円</td> <td>1時間につき3,150円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">和室</td> <td>1室</td> <td rowspan="3">2時間</td> <td>3,150円</td> </tr> <tr> <td>2室をつなげて 一体的に利用する場合</td> <td>5,240円</td> </tr> <tr> <td>3室をつなげて 一体的に利用する場合</td> <td>8,390円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 超過時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。 この表に定める額は、税を含む額とする。 			区分	単位	上限額		中学生以上	小学生以下	浴場	1人1回	800円	350円	プール	1,050円	630円	浴場及びプール	1,670円	890円	区分	単位	上限額	超過利用料金の上限額	トレーニング室	4時間	8,390円	1時間につき3,150円	和室	1室	2時間	3,150円	2室をつなげて 一体的に利用する場合	5,240円	3室をつなげて 一体的に利用する場合	8,390円
区分	単位	上限額																																																																						
		中学生以上	小学生	未就学児																																																																				
浴場	1人1回	1,050円	350円	100円																																																																				
プール		1,050円	630円	630円																																																																				
浴場及びプール		1,900円	890円	660円																																																																				
区分	単位	上限額																																																																						
トレーニング室	1時間	2,100円																																																																						
和室	1室	1時間	2,600円																																																																					
	2室をつなげて 一体的に利用する場合		3,900円																																																																					
	3室をつなげて 一体的に利用する場合		6,500円																																																																					
区分	単位	上限額																																																																						
		中学生以上	小学生以下																																																																					
浴場	1人1回	800円	350円																																																																					
プール		1,050円	630円																																																																					
浴場及びプール		1,670円	890円																																																																					
区分	単位	上限額	超過利用料金の上限額																																																																					
トレーニング室	4時間	8,390円	1時間につき3,150円																																																																					
和室	1室	2時間	3,150円																																																																					
	2室をつなげて 一体的に利用する場合		5,240円																																																																					
	3室をつなげて 一体的に利用する場合		8,390円																																																																					

改 正 案

別表第2（第15条関係）

区分	期間	浴場及びプールの定期利用券の上限額	浴場の定期利用券の上限額
中学生以上	1月	21,600円	15,200円
	3月	48,600円	33,160円
小学生以下	1月	12,640円	

備考 この表に定める額は、税を含む額とする。

別表第3（第15条関係）

区分	単位	回数利用券の上限額
浴場	10枚つづり	9,550円
		9,450円
		17,200円

備考 この表に定める額は、税を含む額とする。

改 正 前

別表第2（第15条関係）

区分	期間	浴場及びプールの定期利用券の上限額	浴場の定期利用券の上限額
中学生以上	1月	19,790円	12,450円
	3月	46,780円	33,160円
小学生以下	1月	11,470円	

備考 この表に定める額は、税を含む額とする。

別表第3（第15条関係）

区分	単位	回数利用券の上限額
浴場	12枚つづり	8,000円
		10,500円
		16,700円

備考 この表に定める額は、税を含む額とする。

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第143号
提出課	観光振興課

上越市吉川スカイトイア遊ランド条例の一部改正について

1 改正理由

近年のエネルギー価格高騰等の影響を受け、運営に係る維持管理経費が増加していることから、利用料金の上限額を改定するほか、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

(1) 吉川体験と創造の館及び吉川体験交流センターの利用時間を次のように改める。

(第10条関係)

ア 宿泊室 次のとおりとする。

⑦ 宿泊利用 午後3時から翌日午前10時まで

⑧ 日帰り利用 午前11時から午後2時（宿泊利用をする者がいない日にあっては、午後6時）まで

イ 体育室 午前9時から午後5時まで

ウ 食堂 午前11時から午後6時まで。ただし、宿泊室の宿泊利用をする者の利用にあっては、午後6時から午後9時まで及び翌日午前7時30分から午前9時までとする。

エ 研修室及び農産加工室 午前9時から午後5時まで

オ 休憩室 午前10時から午後6時まで

カ 入浴施設 午前10時から午後6時まで。ただし、宿泊室の宿泊利用をする者の利用にあっては、午後3時から午後11時まで及び翌日午前6時から午前10時までとする。

(2) 施設の利用料金の上限額を次のように改める。（別表関係）

ア 吉川体験と創造の館の利用料金

区分		単位	上限額	摘要
宿泊室	中学生以上	1人	10,000円	・3歳未満の乳幼児は、無料とする。 ・飲食料金を除く。 ・吉川体験交流センターの入館料を含む。
	小学生		8,000円	
	未就学児		6,000円	
日帰り利用		1室1時間	1,600円	利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
体育室		1室1時間	1,600円	

イ 吉川体験交流センターの利用料金

区分	単位	上限額	摘要
研修室の占用利用	1室1時間	1,600円	利用時間が1時間に満た

農産加工室の占用利用		1,600 円	ないときは、1 時間として計算する。
入館料	中学生以上	1 人	700 円
	小学生以下		300 円

※ 改定する金額は利用料金の上限額であり、実際に設定する金額は市と指定管理者との協議により決定します。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

4 上越市吉川スカイトイア遊ランド条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(利用時間)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>(1) 吉川体験と創造の館 次のとおりとする。</p> <p>ア 宿泊室 次のとおりとする。</p> <p>イ 宿泊利用 午後 3 時から翌日午前 10 時まで</p> <p>ウ 日帰り利用 午前 11 時から午後 2 時 (宿泊利用をする者がない日には、午後 6 時) まで</p> <p>エ 体育室 午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>オ 食堂 午前 11 時から午後 6 時まで。ただし、宿泊室の宿泊利用する者の利用にあっては、午後 6 時から午後 9 時まで及び翌日午前 7 時 30 分から午前 9 時までとする。</p> <p>(2) 吉川体験交流センター 次のとおりとする。</p> <p>ア 研究室及び農産加工室 午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>イ 休憩室 午前 10 時から午後 6 時まで</p> <p>ウ 入浴施設 午前 10 時から午後 6 時まで。ただし、宿泊室の宿泊利用する者の利用にあっては、午後 3 時から午後 11 時まで及び翌日午前 6 時から午前 10 時までとする。</p>	<p>(利用時間)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>(1) 吉川体験と創造の館 次のとおりとする。</p> <p>ア 宿泊室 午後 3 時から翌日午前 10 時まで</p> <p>イ 体育室及び食堂 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで</p> <p>(2) 吉川体験交流センター 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで</p>
別表 別掲のとおり	別表 別掲のとおり

(別掲)

改 正 案

別表（第16条関係）

(1) 吉川体験と創造の館の利用料金

区分		単位	上限額	摘要	
宿泊室	宿泊利用	中学生以上	1人	10,000円	
		小学生		8,000円	
		未就学児		6,000円	
日帰り利用		1室1時間	1,600円	利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。	
体育室		1室1時間	1,600円		

備考 この表に定める額は、税を含む額とする。

(2) 吉川体験交流センターの利用料金

区分		単位	上限額	摘要
研修室の占用利用		1室1時間	1,600円	利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
農産加工室の占用利用			1,600円	
入館料	中学生以上	1人	700円	・入浴施設の利用料金を含む。 ・3歳未満の乳幼児は、無料とする。
	小学生以下		300円	

備考 この表に定める額は、税を含む額とする。

改 正 前

別表（第16条関係）

(1) 吉川体験と創造の館の利用料金

区分		単位	上限額	摘要
宿泊室	宿泊利用	中学生以上	1人	7,260円
		小学生		6,050円
	日帰り利用		1室1時間	530円
	体育室			1,050円

備考 この表に定める額は、税を含む額とする。

(2) 吉川体験交流センターの利用料金

区分		単位	上限額	摘要	
研修室の占用利用		1室1時間	1,050円	利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。	
休憩室の占用利用			700円		
農産加工室の占用利用			1,050円		
入館料	中学生以上	1人	450円	・入浴施設の利用料金を含む。 ・3歳未満の乳幼児は、無料とする。	
	小学生以下		300円		

備考 この表に定める額は、税を含む額とする。

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第144号
提出課	観光振興課

上越市板倉保養センター条例の一部改正について

1 改正理由

近年のエネルギー価格高騰等の影響を受け、運営に係る維持管理経費が増加していることから、利用料金の上限額を改定するほか、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

- (1) 炙しんの里やすらぎ荘の利用時間を次のように改める。(第9条関係)

ア 浴室 午前10時から午後7時30分まで。ただし、和室の宿泊利用をする者の利用にあっては、午後3時から午後10時まで及び翌日午前6時から午前10時までとする。

イ 大広間 午前10時から午後7時30分まで

ウ 和室 日帰り利用にあっては午前11時から午後2時（宿泊利用をする者がいない日にあっては、午後5時）まで、宿泊利用にあっては午後3時から翌日午前10時まで

エ 食堂 金曜日から日曜日までにあっては午前11時から午後2時まで及び午後5時から午後7時30分まで、その他の日にあっては午前11時から午後2時まで。ただし、和室の宿泊利用をする者の利用にあっては、午後5時から午後10時まで及び翌日午前7時30分から午前8時30分までとする。

- (2) 休館日を火曜日及び水曜日（この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日）に改める。(第10条関係)

- (3) 施設の利用料金の上限額を次のように改める。(別表関係)

区分			単位	上限額	摘要
あ し ん の 里 や す ら ぎ 荘	浴室	中学生以上	1人	900円	・和室の宿泊利用者及び3歳未満の乳幼児は、無料とする。
		小学生		350円	
		未就学児		300円	
	大広間	39畳	1室1時間につき	3,600円	
		42畳		3,900円	
		50畳		4,600円	
	和室宿泊利用	8畳	1人	15,000円	・飲食料金を除く。 ・3歳未満の乳幼児は、無料とする。ただし、寝具の利用料金の上限額は、別に定める額とする。
		中学生以上		12,000円	
		小学生		9,000円	
		未就学児			

	日 帰 り 利 用	8畳 15畳	1室1 時間に つき	800円 1,400円	
やすらぎゲートボール場			1面1 時間に つき	530円	・ゑしんの里やすらぎ荘の利用者は、無料とする。

※ 改定する金額は利用料金の上限額であり、実際に設定する金額は市と指定管理者との協議により決定します。

(4) その他文言を整備する。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 上越市板倉保養センター条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(利用時間)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 浴室 午前10時から<u>午後7時30分</u>まで。ただし、和室の宿泊利用をする者の利用にあっては、<u>午後3時</u>から午後10時まで及び翌日午前6時から午前10時までとする。</p> <p>イ 大広間 午前10時から<u>午後7時30分</u>まで</p> <p>ウ 和室 日帰り利用にあっては午前11時から<u>午後2時</u>（宿泊利用をする者がいない日にあっては、<u>午後5時</u>）まで、宿泊利用にあっては<u>午後3時</u>から翌日午前10時まで</p> <p>エ 食堂 金曜日から日曜日までにあっては午前11時から午後2時まで及び午後5時から午後7時30分まで、その他の日にあっては午前11時から午後2時まで。ただし、和室の宿泊利用をする者の利用にあっては、午後5時から午後10時まで及び翌日午前7時30分から午前8時30分までとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>（休館日）</p> <p>第10条 センターの休館日は、火曜日<u>及び水曜日</u>（これらの日が国民の祝日に関する</p>	<p>(利用時間)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 浴室 午前10時から<u>午後8時</u>まで。ただし、和室の宿泊利用をする者の利用にあっては、<u>午後4時</u>から午後10時まで及び翌日午前6時から午前10時までとする。</p> <p>イ 大広間 午前10時から<u>午後8時</u>まで</p> <p>ウ 和室 日帰り利用にあっては午前11時から<u>午後3時</u>まで、宿泊利用にあっては<u>午後4時</u>から翌日午前10時まで</p> <p>エ 食堂 午前11時から午後2時まで及び午後5時から午後8時まで。ただし、和室の宿泊利用をする者の利用にあっては、午後5時から午後10時まで及び翌日午前7時30分から午前8時30分までとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>（休館日）</p> <p>第10条 センターの休館日は、火曜日_____</p>

改 正 案	改 正 前
<p><u>法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日</u>とする。</p> <p>ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(利用の特例)</p> <p>第13条 指定管理者は、特に必要と認めるときは、大広間を占用して利用させることができる。</p> <p>2 前項の規定による利用をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を得なければならない。承認を得た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 指定管理者は、前項の承認に当たり、センターの管理上必要な条件を付すことができる。</p> <p>(追加)</p> <p>(利用の承認の取消し等)</p> <p><u>第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第12条第1項又は前条第2項の承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(利用料金)</p> <p><u>第15条 略</u></p> <p>2 <u>第12条第1項又は第13条第2項の承認を得た者の利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</u></p> <p><u>第16条～第18条 略</u></p>	<p>_____とする。</p> <p>ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(利用の承認の取消し等)</p> <p><u>第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項</u></p> <p>_____の承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(利用料金)</p> <p><u>第14条 略</u></p> <p>2 <u>前項</u></p> <p>_____の利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</p> <p><u>第15条～第17条 略</u></p>
別表 別掲のとおり	別表 別掲のとおり

(別掲)

改 正 案

別表 (第15条関係)

区分			単位	上限額	摘要
ゑしんの里やすらぎ荘	浴室	中学生以上	1人	900円	・和室の宿泊利用者及び3歳未満の乳幼児は、無料とする。
		小学生		350円	
		未就学児		300円	
	大広間	39畳	1室1時間につき	3,600円	
		42畳		3,900円	
		50畳		4,600円	
	和室	宿泊利用	8畳	15,000円	・飲食料金を除く。 ・3歳未満の乳幼児は、無料とする。ただし、寝具の利用料金の上限額は、別に定める額とする。
				12,000円	
				9,000円	
	日帰り利用	8畳	1室1時間につき	800円	
		15畳		1,400円	
やすらぎゲートボール場			1面1時間につき	530円	・ゑしんの里やすらぎ荘の利用者は、無料とする。

備考

- 1 この表に定める額は、税を含む額とする。
- 2 為しんの里やすらぎ荘の大広間及び和室の日帰り利用並びにやすらぎゲートボール場の利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。

改 正 前

別表（第14条関係）

区分			単位	上限額	摘要
ゑしんの里やすらぎ荘	浴室	中学生以上	1人	650円	・和室の宿泊利用者及び3歳未満の乳幼児は、無料とする。
		小学生以下		350円	
	宿泊利用 和室	8畳	中学生以上	5,670円	・飲食料金を除く。 ・未就学児は、無料とする。ただし、寝具の利用料金の上限額は、別に定める額とする。
				4,280円	
		日帰り利用	8畳	1室4時間まで	
			15畳	4,400円	
やすらぎゲートボール場			1面1時間につき	530円	・ゑしんの里やすらぎ荘の利用者は、無料とする。

備考

- 1 この表に定める額は、税を含む額とする。
- 2 やすらぎゲートボール場の利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。